

## クーリングオフの方法

### 必ず書面で通知

(2016年10月11日掲載原稿)

クーリングオフとは、契約後、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる特別な制度です。販売会社への通知は自分で書くことができます。今回は一般的な手続きと注意点、書き方について紹介します。

- 1、クーリングオフは、必ず書面で行いましょう。はがきでできます。
- 2、通知内容等を記入後、はがきの両面をコピーして控えを残しておきましょう。
- 3、「簡易書留」または「特定記録郵便」で送付し、はがきのコピーと送付記録と一緒に保管しましょう。
- 4、クレジット契約をしている場合は、信販会社にも同時に通知します。

記載例は以下の通りです。

「通知書 私は次の契約を解除します。

- ・ 契約年月日平成〇〇年〇月〇日
- ・ 商品名〇〇 ・ 契約金額〇〇〇〇円
- ・ 販売会社株式会社×××〇〇営業所 ・ 担当者名 △△△
- ・ 支払った代金〇〇〇〇円を返金し、商品を貴社の費用でお引き取りください
- ・ 平成〇〇年〇月〇日
- ・ 高知県〇市〇町〇丁目〇番〇号 ・ 氏名〇〇〇〇」

消費生活センターのホームページにも記載例を掲載していますので参考にしてください。

なお、クーリングオフは全ての契約で行えるわけではありません。適用となる契約かどうかや、手続きについて不明なこと、不安なことがあれば、局番なしの「188」にダイヤルするとお近くの消費生活相談窓口につながりますのでご相談ください。

ただし、クーリングオフを行っても支払った代金をスムーズに返金してもらえないこともあります。契約するかどうか迷った場合はまず周囲に相談しましょう。